

# 第5章 がん対策を総合的かつ計画的に 推進するために必要な事項

## 1 関係者等の意見の把握及び連携協力の更なる強化

がん対策を実効性あるものとして総合的に展開するためには、行政や医療関係者はもちろん、がん患者や家族等の関係者の意見も集約し、これらをごん対策に反映していくことが極めて重要です。

群馬県は、条例に基づき設置した群馬県がん対策推進協議会等の意見を聞くとともに、関係者の意見の把握に努め、がん対策を推進します。

また、平成28年12月に改正された基本法では、「がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにする」ことが基本理念に追加されました。今後は、より一層、幅広い分野で関係機関と連携し、がん患者やその家族の様々なニーズに応えられる体制を構築することが重要です。

条例第2条において、県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者会等の関係団体と連携を図りつつ、群馬県の特性に応じたがん対策を実施することとしております。また、がん患者はそれぞれ異なる悩みや背景を抱えており、がん患者ごとに患者本位の支援を行う必要があります。

群馬県は、がん患者や家族が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができる環境の整備を効率的に進めるため、県教育委員会、市町村、群馬労働局、医療機関、群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・群馬県看護協会をはじめとする医療関係団体、地域包括支援センター、がん患者団体、群馬県がん検診受診率向上連携企業をはじめとする民間企業や自治会をはじめとする団体等が実施する施策や事業との役割分担を図りつつ、お互いを尊重し、信頼関係に基づく連携体制をより一層強化し、がん対策を推進します。

## 2 がんに関強い地域社会の構築

条例第4条第1項においては、「県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。」と定められています。

また、事業主には、条例第5条第1項により、従業員ががんの予防、早期発見、治療や看護・介護をすることができる環境整備に努めることが求められています。

そして、これら県民・事業主の主体的な取組は、各々で取り組むだけではなく、仲間を作って、あるいは自治会や様々な団体・組織・職域でまとまって実施していくことが大切です。

群馬県は、県民・事業主が、がん対策に積極的に取り組めるようその活動を支援し、がん患者とその家族を地域社会で支えていくことができる群馬県を目指します。

## 3 情報の収集・分析・評価・公表

がん登録データをはじめとする群馬県のがんに関する情報を収集・管理し、分析・評価することは、科学的根拠に基づいたがん対策を進める上で重要であるとともに、これらの情報及び分析・評価した結果を公表することは、がん患者をはじめとする県民の適切な意思決定の支援に繋がるものです。具体的には、がん登録データの分析により、各地域における罹患や死亡状況の特性を把握し対策につなげるほか、各地域や医療機関ごとにごがん検診やがん診療がどのように行われているかといった情報を広く県民に周知することが可能となります。

群馬県では、現状、こうしたがんに関する情報の収集・管理・分析・評価・公表が十分には行われていない状況であり、効果的ながん対策推進のため、また、県民に分かりやすい情報提供を行うため、国やがん以外の疾病における取組状況を踏まえながら、そのあり方について検討を進めていくこととします。

## 4 進捗管理

各分野ごとに掲げる「目指す姿」を実現するためには、「取り組むべき施策」を具体化するための「事業」について、その実施状況及び進捗状況（以下「実施状況等」

という。)を管理する必要があります。

群馬県は、この「推進計画」に基づく施策の実施状況等を把握し、その結果に基づき、群馬県がん対策推進協議会等の意見を聴きながら、「事業」に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行うこととします。